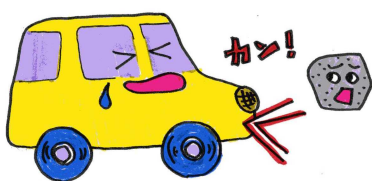


## 令和3年度 市民活動賠償責任保険について

# 草刈機による事故に注意!!

自治会や市民活動団体が、自主的に行う地域清掃活動において、草刈機（刈払機）による事故が多く発生しています。  
小石の飛散対策の不備による物損事故がほとんどですが、人身事故に至らないよう、安全対策には、十分に気をつけて作業してください。



### ◆周南市での事故状況

「市民活動賠償責任保険制度」適用事故の発生状況

平成17年度制度創設より、令和2年度末までに49件が保険適用されましたが、うち45件が草刈り機による事故となっています。

## 市民活動賠償責任保険とは

市民活動の主催者や従事する人、または参加者が、活動中に誤って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することとなった場合、その損害を範囲内で保障します。

たとえば、自治会活動の清掃中に、草刈機が小石をはねて駐車中の車両のガラスを破損した場合などが該当事例です。

事故が発生した場合は、速やかに下記担当まで報告をお願いします。

※詳しくは、「周南市自治会ハンドブック（28頁）」を参照されるか、担当へご相談ください。

周南市地域振興部

地域づくり推進課 市民活動支援センター（徳山駅前賑わい交流施設3階）  
（担当：住吉）

TEL(0834)32-2200

FAX(0834)32-2201

# 様々な保険制度について

自治会で行う清掃活動等の奉仕活動や、市が行う行事等に参加の方が、突発的な事故によってケガなどをされた場合等、次のような補償制度が活用できます。あくまでもご負担を軽減するものであり、全ての補償をするものではありません。

## 1 自分がケガをしたとき ⇒ 市民総合賠償保障保険

問い合わせ先 施設マネジメント課（☎0834-22-8281）

## 2 他人にケガをさせたとき ⇒ 市民活動賠償責任保険 他人のものを壊したとき

問い合わせ先 市民活動支援センター（☎0834-32-2200）

対象となる活動 地域社会活動（自治会清掃活動など）  
青少年健全育成活動（子ども会など）  
社会福祉、社会奉仕活動（社会福祉施設への訪問など）  
社会教育活動（文化活動など）

補償内容

◆身体賠償

1名あたり限度額6000万円  
1事故あたり限度額2億円

◆財物賠償

1事故あたり限度額100万円

◆受託物賠償

1事故あたり限度額100万円

※いずれも自己負担額1万円

## 3 自分がケガをしたとき ⇒ ボランティア活動保険 他人にケガをさせたとき 他人のものを壊したとき

問い合わせ先 周南市社会福祉協議会（☎0834-22-8721）  
事前に、掛け金を負担し、保険加入が必要です。

詳しくは「周南市自治会ハンドブック（24頁）」を参照してください。

「周南市ホームページ>地域づくり推進課>自治会について>自治会ハンドブックについて」でも検索できます。